

# 長野県ふるさとの森林づくり条例案について (信州ふるさとの森林づくり条例案との対比)

## 1 条例の名称

新 条 例 案	旧 条 例 案
<u>長野県</u> ふるさとの森林づくり条例	<u>信州</u> ふるさとの森林づくり条例

## 2 前文

新 条 例 案	旧 条 例 案
<p>・・・子や孫たちが安心して誇りを持って暮らしていける百年先の<u>長野県</u>、 そうした未来のふるさと<u>長野県</u>の姿を目指し、・・・</p>	<p>・・・子や孫たちが安心して誇りを持って暮らしていける百年先の<u>信州</u>、 そうした未来のふるさと<u>信州</u>の姿を目指し、・・・</p>

## 3 森林所有者の責務

新 条 例 案	旧 条 例 案
<p>第7条 森林所有者は、基本理念等にのっとり、森林の整備の推進及び保全の確保に努めるとともに、県が実施する施策に<u>協力するよう努めなければならない。</u></p>	<p>第7条 森林所有者は、基本理念等にのっとり、森林の整備の推進及び保全の確保に努めるとともに、県が実施する施策に<u>協力しなければならない。</u></p>

## 4 事業者の責務

新 条 例 案	旧 条 例 案
<p>第8条 森林づくりに関する事業を行う者は、基本理念等にのっとり、その事業を行うとともに、県が実施する施策に<u>協力するよう努めなければならない。</u></p>	<p>第8条 森林づくりに関する事業を行う者は、基本理念等にのっとり、その事業を行うとともに、県が実施する施策に<u>協力しなければならない。</u></p>

## 5 林業、木材産業等の持続的かつ健全な発展等

新 条 例 案	旧 条 例 案
<p>第16条 県は、森林の整備及び保全並びに県産材の適切な供給及び利用の確保において林業、木材産業その他森林づくりに関連する産業の果たす役割の重要性にかんがみ、これら産業の持続的かつ健全な発展を図るため、経営基盤の強化、<u>森林組合その他の林業生産組織の活動の促進、安定した木材供給体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>第16条 県は、森林の整備及び保全並びに県産材の適切な供給及び利用の確保において林業、木材産業その他森林づくりに関連する産業の果たす役割の重要性にかんがみ、これらの産業の持続的かつ健全な発展を図るため、経営基盤の強化、<u>林業生産組織の活動の促進、安定した木材供給体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。</u></p>

## 6 森林整備保全重点地域の指定

新 条 例 案	旧 条 例 案
<p>第19条</p> <p>2 前項の規定によるほか、知事は、市町村長から他の市町村の区域に係る森林整備保全重点地域の指定の要請があった場合その他特に必要があると認める場合は、森林整備保全重点地域の指定をすることができる。この場合においては、あらかじめ、関係市町村長の<u>同意を得なければならない。</u></p>	<p>第19条</p> <p>2 前項の規定によるほか、知事は、市町村長から他の市町村の区域に係る森林整備保全重点地域の指定の要請があった場合その他特に必要があると認める場合は、森林整備保全重点地域の指定をすることができる。この場合においては、あらかじめ、関係市町村長の<u>意見を聴かななければならない。</u></p>

## 7 開発行為の届出

新 条 例 案	旧 条 例 案
<p>第24条</p> <p>2 次の各号に掲げる場合の開発行為については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可を受けて行う場合</p> <p><u>(2) 国、地方公共団体又は規則で定める公共的団体が行う場合</u></p> <p><u>(3) 非常災害のために必要な応急措置として行う場合</u></p> <p><u>(4) 森林整備保全重点地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している場合</u></p>	<p>第24条</p> <p>2 次の各号に掲げる場合の開発行為については、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可を受けて行う場合</p> <p>(2) 非常災害のために必要な応急措置として行う場合</p> <p>(3) 森林整備保全重点地域が指定され、又はその区域が拡張された際着手している場合</p>

## 8 附則

新 条 例 案	旧 条 例 案
<p>附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章から第6章までの規定は、平成16年<u>10</u>月1日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章から第6章までの規定は、平成16年<u>7</u>月1日から施行する。</p>